

議案第 8 号

一般職の職員の給与等に関する条例及び君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与等に関する条例及び君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 28 年 11 月 29 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

平成 28 年 10 月の千葉県人事委員会勧告に準じ、一般職の職員の給料月額及び期末・勤勉手当の支給率の引上げ並びに扶養手当の支給額の見直し等を行うため、一般職の職員の給与等に関する条例（昭和 45 年君津市条例第 21 号）及び君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成 21 年君津市条例第 2 号）の一部を改正しようとするものである。

一般職の職員の給与等に関する条例及び君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例(昭和45年君津市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第10条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である配偶者」という。)については13,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)については1人につき7,000円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族である父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあつては、そのうち1人については11,000円)とする。

第10条第4項中「扶養親族たる子」を「扶養親族である子」に改める。

第11条第1項各号列記以外の部分中「該当する」を「掲げる」に改め、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号中「扶養親族たる子、父母等」を「扶養親族である子又は扶養親族である父母等」に改め、同項第4号中「扶養親族たる子、父母等」を「扶養親族である子又は扶養親族である父母等」に、「配偶者を有するに至った」を「配偶者のある職員となった」に改め、同条第2項中「扶養親族がない」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその」に、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合において」を「生じたとき」に、「すべて」を「全て」に、「終る」を「終わる」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けて

いる職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者のある職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子のある職員となった場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第20条第1項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「307,800円」を「308,000円」に改め、同項第2号中「50,500円」を「50,600円」に改める。

第22条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条第1項)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	141,600	178,200	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
	2	142,700	179,900	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
	3	143,900	181,600	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
	4	145,000	183,300	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
	5	146,100	184,800	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
	6	147,200	186,600	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
	7	148,300	188,400	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
	8	149,400	190,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
	9	150,500	191,700	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
	10	151,900	193,500	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
	11	153,200	195,300	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
	12	154,500	197,100	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
	13	155,800	198,700	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
	14	157,300	200,500	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
	15	158,800	202,300	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
	16	160,400	204,100	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
	17	161,700	205,800	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
	18	163,200	207,600	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
	19	164,700	209,400	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
	20	166,200	211,200	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
	21	167,600	212,600	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
	22	170,300	214,400	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
	23	172,900	216,100	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
	24	175,500	217,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
	25	178,200	219,600	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
	26	179,900	221,300	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
	27	181,600	222,900	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
	28	183,300	224,500	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
	29	184,800	226,000	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
	30	186,600	227,700	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
	31	188,400	229,300	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
	32	190,100	230,900	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
	33	191,700	232,200	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
	34	193,200	233,700	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
	35	194,700	235,100	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
	36	196,200	236,400	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
	37	197,500	237,700	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
	38	198,800	238,900	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
	39	200,100	239,900	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
	40	201,400	241,100	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
	41	202,700	242,400	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
	42	204,000	243,600	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800

	43	205,300	244,800	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
	44	206,600	246,100	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
	45	207,800	247,000	301,200	347,400	368,900	396,000	437,400	467,800
	46	209,100	248,400	302,900	348,800	370,100	396,700	438,200	
	47	210,400	249,800	304,500	350,300	371,300	397,400	438,600	
	48	211,700	251,300	306,200	351,800	372,400	398,100	439,300	
	49	212,800	252,700	307,300	353,400	373,500	398,700	439,800	
	50	213,900	254,100	308,800	354,200	374,700	399,300	440,200	
	51	214,900	255,500	310,300	355,400	375,900	399,800	440,600	
	52	216,000	256,800	311,900	356,400	377,000	400,200	441,000	
	53	217,100	258,000	313,500	357,300	378,100	400,600	441,400	
	54	218,100	259,300	315,100	358,400	379,300	400,900	441,800	
	55	219,000	260,700	316,700	359,300	380,500	401,200	442,200	
	56	220,000	262,000	318,200	360,400	381,600	401,500	442,500	
	57	220,600	263,300	319,700	361,300	382,700	401,800	442,800	
	58	221,500	264,400	320,900	362,000	383,900	402,100	443,200	
	59	222,300	265,700	322,100	362,700	385,100	402,400	443,500	
	60	223,200	267,000	323,300	363,400	386,200	402,700	443,800	
	61	223,900	268,000	324,000	363,800	387,200	403,000	444,100	
	62	224,900	269,100	324,900	364,400	388,400	403,300		
	63	225,700	270,400	325,700	365,100	389,600	403,600		
	64	226,600	271,700	326,500	365,800	390,700	403,900		
	65	227,300	272,800	327,400	366,100	391,800	404,200		
	66	228,100	273,800	327,800	366,800	393,000	404,500		
	67	229,000	274,800	328,500	367,500	394,200	404,800		
	68	230,100	275,900	329,300	368,200	395,300	405,100		
	69	230,800	277,100	330,100	368,500	396,000	405,300		
	70	231,500	278,100	330,800	369,100	396,700	405,600		
	71	232,100	279,000	331,500	369,800	397,400	405,900		
	72	232,900	280,000	332,200	370,400	398,100	406,200		
	73	233,700	280,700	332,700	370,700	398,700	406,400		
	74	234,400	281,600	333,300	371,300	399,300	406,700		
	75	235,100	282,300	333,800	372,000	399,800	407,000		
	76	235,700	283,200	334,400	372,600	400,200	407,200		
	77	236,400	284,200	334,700	373,000	400,600	407,400		
	78	237,200	285,000	335,200	373,500	400,900	407,700		
	79	238,000	285,800	335,600	374,100	401,200	408,000		
	80	238,700	286,600	336,100	374,600	401,500	408,200		
	81	239,400	287,400	336,500	375,100	401,800	408,400		
	82	240,100	287,900	337,000	375,700	402,100	408,700		
	83	240,800	288,300	337,500	376,200	402,400	409,000		
	84	241,500	288,800	338,000	376,500	402,700	409,200		
	85	242,100	288,900	338,300	376,900	403,000	409,400		
	86	242,800	289,300	338,700	377,400	403,300			
	87	243,500	289,500	339,200	377,800	403,600			
	88	244,200	289,900	339,600	378,200	403,900			
	89	244,900	290,100	339,900	378,600	404,200			

再任職員及び任期付職員以外の職員

	90	245,400	290,300	340,300	379,100	404,500			
	91	245,800	290,700	340,800	379,500	404,800			
	92	246,300	291,000	341,200	379,900	405,100			
	93	246,600	291,300	341,400	380,200	405,300			
	94		291,600	341,800	380,700				
	95		291,900	342,300	381,100				
	96		292,300	342,700	381,500				
	97		292,600	342,800	381,800				
	98		293,000	343,300					
	99		293,300	343,700					
	100		293,700	344,000					
	101		293,800	344,300					
	102		294,000	344,700					
	103		294,400	345,100					
	104		294,800	345,500					
	105		295,000	346,000					
	106		295,300	346,400					
	107		295,700	346,800					
	108		296,100	347,200					
	109		296,300	347,700					
	110		296,600	348,100					
	111		297,000	348,400					
	112		297,300	348,700					
	113		297,500	349,200					
	114		297,800						
	115		298,200						
	116		298,500						
	117		298,700						
	118		299,100						
	119		299,500						
	120		299,800						
	121		299,900						
	122		300,200						
	123		300,500						
	124		300,900						
	125		301,100						
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100
任期付職員		150,500	191,700	224,200	254,400	272,200	292,700	324,500	360,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

別表第2 (第4条第1項)

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	330,500	395,500	470,600
	2	333,500	398,400	472,900
	3	336,400	401,300	475,100
	4	339,400	404,100	477,400
	5	342,100	406,800	479,700
	6	345,400	409,500	481,900
	7	348,500	412,300	484,100
	8	351,600	415,000	486,300
	9	354,500	417,500	488,300
	10	357,400	420,200	490,400
	11	360,500	422,900	492,500
	12	363,700	425,600	494,600
	13	366,700	428,000	496,700
	14	370,300	430,500	498,800
	15	373,500	432,900	500,900
	16	377,200	435,400	503,000
	17	380,800	437,600	505,100
	18	383,500	440,000	507,100
	19	386,300	442,400	509,100
	20	389,000	444,800	511,100
	21	391,900	446,600	512,900
	22	394,500	449,000	514,700
	23	397,100	451,400	516,600
	24	399,500	453,700	518,500
	25	401,800	455,800	520,200
	26	404,100	458,100	522,000
	27	406,400	460,300	523,800
	28	408,700	462,600	525,600
	29	411,000	464,800	527,400
	30	413,100	467,100	529,200
	31	415,100	469,400	531,000
	32	417,200	471,600	532,800
	33	419,300	473,600	534,400
	34	421,200	475,700	536,200
	35	423,200	477,800	537,900
	36	425,200	479,900	539,700
	37	427,200	482,000	541,300
	38	429,200	483,800	542,900
	39	431,200	485,600	544,300
	40	433,200	487,400	545,900
	41	435,100	489,100	547,400
	42	436,900	490,900	548,800
	43	438,600	492,700	550,200

	44	440,400	494,500	551,500
	45	442,300	496,100	552,700
	46	444,100	497,800	553,700
	47	445,900	499,600	554,700
	48	447,600	501,400	555,700
	49	449,400	503,000	556,700
	50	451,100	504,300	557,700
	51	452,900	505,600	558,700
	52	454,700	506,900	559,700
	53	456,600	508,100	560,800
	54	457,800	509,400	561,900
	55	459,000	510,700	563,000
	56	460,200	512,000	564,100
	57	461,400	513,000	565,200
	58	462,400	513,800	566,300
	59	463,400	514,600	567,400
	60	464,400	515,400	568,500
	61	465,200	516,300	569,600
	62	465,900	517,100	570,600
	63	466,600	518,000	571,600
	64	467,300	518,800	572,600
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	65	468,000	519,700	573,600
	66	468,700	520,600	574,600
	67	469,400	521,300	575,600
	68	470,100	522,200	576,600
	69	470,500	523,100	577,600
	70	471,200	523,900	578,600
	71	471,900	524,800	579,600
	72	472,600	525,700	580,600
	73	473,000	526,500	581,600
	74	473,600	527,400	582,600
	75	474,300	528,300	583,600
	76	475,000	529,000	584,600
	77	475,400	529,800	585,600
78	476,000	530,700	586,600	
79	476,600	531,600	587,600	
80	477,100	532,500	588,600	
81	477,700	533,300	589,600	
82	478,200	534,200	590,600	
83	478,700	535,100	591,600	
84	479,200	536,000	592,600	
85	479,600	536,800	593,600	
86	480,200	537,700	594,600	
87	480,600	538,600	595,600	
88	481,100	539,500	596,600	
89	481,600	540,300	597,600	
90	482,200		598,600	
91	482,800		599,600	
92	483,200		600,600	

	93	483,700		601,600
	94	484,300		602,600
	95	484,900		603,600
	96	485,500		604,600
	97	486,000		605,600
	98			606,600
	99			607,600
	100			608,600
	101			609,600
	102			610,600
	103			611,600
	104			612,600
	105			613,600
	106			614,600
	107			615,600
	108			616,600
	109			617,600
	110			618,600
	111			619,600
	112			620,600
	113			621,600
	114			622,600
	115			623,600
	116			624,600
	117			625,600
	118			626,600
	119			627,600
	120			628,600
	121			629,600
	122			630,600
	123			631,600
	124			632,600
	125			633,600
	126			634,600
	127			635,600
	128			636,600
	129			637,600
	130			638,600
	131			639,600
	132			640,600
	133			641,600
再任用職員		337,800	392,200	465,200
任期付職員		302,700	350,400	427,600

備考 この表は、診療所等に勤務する医師に適用する。

第2条 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第3項を次のように改める。

- 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるもの（以下「行8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき10,000円とする。

第11条第1項中「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第3号及び第4号を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

第11条第3項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員等が行8級職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員等以外のものが行8級職員等となった場合

第22条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

（君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「371,000」を「372,000」に、「419,000」を「420,000」に改める。

第8条第2項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 君津市任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第4項及び第5項の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（一般職の職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）第11条及び第22条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（君津市任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は平成28年4月1日から、第1条の規定（給与条例第22条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（任期付職員条例第7条第1項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例及び第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例及び第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定により支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例及び第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成29年度における扶養手当に関する特例)

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例第10条第3項及び第11条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるもの（以下「行8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者」という。）については11,000円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるもの（以下「行7級以上職員等」という。）にあつては、10,000円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、

そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族である父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)

とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者のある職員となった場合(第1号に該当する場合を除く。)

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者のある職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子のある職員となった場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改

定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第3号及び第4号中「配偶者、父母等」とあるのは「配偶者」と、「行8級職員等」とあるのは「行7級以上職員等」とする。

(平成30年度における扶養手当に関する特例)

- 5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例第10条第3項及び第11条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるもの（以下「行8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者」という。）については9,000円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるもの（以下「行7級以上職員等」という。）にあつては、6,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき10,000円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円」と、同条第3項第3号及び第4号中「配偶者、父母等」とあるのは「配偶者」と、「行8級職員等」とあるのは「行7級以上職員等」とする。

(委任)

- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

一般職の職員の給与等に関する条例及び君津市任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条による改正 一般職の職員の給与等に関する条例 (扶養手当)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子__ _____</p> <p>(3) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>3 <u>扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者」という。）については13,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき7,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあつては、そのうち1人については11,000円）とする。</u></p> <p>4 <u>扶養親族である子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特</u></p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及<u>び孫</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>3 <u>扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円）とする。</u></p> <p>4 <u>扶養親族たる子</u>のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特</p>

定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる 事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる 事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を任命権者に届出なければならぬ。

(1) 省略

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者のある職員となった場合(第1号に該当する場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたとき _____はその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当

定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する 事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する 事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を任命権者に届出なければならぬ。

(1) 省略

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号又は第4号 _____に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子、父母等 _____がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子、父母等 _____がある職員が配偶者を有するに至った 場合(第1号に該当する場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない _____職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当

を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者のある職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子のある職員となった場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものな

を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

いものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(初任給調整手当)

第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給することができる。

(1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 308,000円

(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で規則で定めるもの 月額 50,600円

(3) 省略

2～3 省略

(勤勉手当)

(初任給調整手当)

第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給することができる。

(1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 307,800円

(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で規則で定めるもの 月額 50,500円

(3) 省略

2～3 省略

(勤勉手当)

第22条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額

3～5 省略

別表第1 省略

別表第2 省略

第2条による改正 一般職の職員の給与等に関する条例

(扶養手当)

第10条 省略

2 省略

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適

第22条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の80を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5を乗じて得た額の総額

3～5 省略

別表第1 省略

別表第2 省略

(扶養手当)

第10条 省略

2 省略

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者」という。）については13,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）に

用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるもの（以下「行8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 省略

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨

を任命権者に届出なければならない。

(1)～(2) 省略

2 省略

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

については1人につき7,000円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については11,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあっては、そのうち1人については11,000円）とする。

4 省略

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）を任命権者に届出なければならない。

(1)～(2) 省略

(3) 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者のある職員となった場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 省略

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配

(1) ～(2) 省略

(3) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員等が行8級職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員等以外のものが行8級職員等となった場合

(5) 省略

(勤勉手当)

第22条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が

偶者のないものが扶養親族である配偶者のある職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子のある職員となった場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) ～(2) 省略

(3) 省略

(勤勉手当)

第22条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が

支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額

3～5 省略

第3条による改正 君津市任期付職員の採用等に関する条例

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（君津市水道部（以下「水道部」という。）に採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
1	<u>372,000</u>
2	<u>420,000</u>
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000

支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額

3～5 省略

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（君津市水道部（以下「水道部」という。）に採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
1	<u>371,000</u>
2	<u>419,000</u>
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000

7	829,000
---	---------

2～5 省略

(一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)

第8条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条、第19条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）」とあるのは、「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、第3条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当、特定任期付職員業績手当」と、第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

第4条による改正 君津市任期付職員の採用等に関する条例

(一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)

第8条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条、第19条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）」とあるの

7	829,000
---	---------

2～5 省略

(一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)

第8条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条、第19条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、第3条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当、特定任期付職員業績手当」と、第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

(一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)

第8条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条、第19条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）」とあるの

は「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、第3条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当、特定任期付職員業績手当」と、第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

は「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。次条において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、第3条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当、特定任期付職員業績手当」と、第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。